平成２４年（フ）第４７号
札幌市東区北35条東５丁目１番23―301号、申立時の住所札幌市東区北７条東19丁目１番２―33号
債務者　土井　千子（旧姓本田）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０２号
札幌市東区伏古10条３丁目８番12号　アークⅡ202号
債務者　森　　吉輝
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０９号
札幌市西区宮の沢１条５丁目23番48―304号
債務者　及川　理人（旧姓慶長・平山・変更前の名理香）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２８２号
札幌市豊平区平岸３条15丁目１番１号　シエモア平岸302号
債務者　大川たづ子（旧姓柏原）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９７号
札幌市北区北31条西13丁目６番１号　ＴＯＷＮふあみり102号
債務者　村松政次郎
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２９８号
札幌市北区北31条西13丁目６番１号　ＴＯＷＮふあみり102号
債務者　村松　順子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第３０４号
札幌市東区苗穂町９丁目６番３―36号
債務者　佐々木　亨
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第４９号
埼玉県川越市大字藤間60番地１　ＳＳＳ川越第２寮
債務者　岸　　正史
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第５２号
埼玉県狭山市大字東三ツ木３番地の６　グリーンシティ三樹弐番館205
債務者　吉川　健一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第９５号
埼玉県比企郡鳩山町大字赤沼736番地112
債務者　桑名美香子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１６号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原６―107
債務者　早野　順子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１７号
埼玉県入間市大字扇町屋1226番地２　県住向原６―107、前住所福岡県福岡市中央区天神５丁目８番10―1207号
債務者　早野由果梨
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２４年（フ）第１１８号
埼玉県ふじみ野市上福岡１丁目12番27号　バンキャビオン304
債務者　鈴木惠美子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第２５６０号
名古屋市熱田区白鳥３丁目８番29号
債務者　山本　正一
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第２３号
愛知県稲沢市国府宮３丁目１番１―1101号
債務者　小川美津子
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　名古屋地方裁判所一宮支部

平成２３年（フ）第５８０２号
大阪府八尾市黒谷２丁目246番地の１
債務者　三浦　珠紀（旧姓髙橋）
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２３年（フ）第７７５６号
大阪市城東区関目２丁目２番15号、前住所大阪府東大阪市西堤楠町３丁目４番28号
債務者　服部　正彦
1　決定年月日時　平成24年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年４月27日まで　大阪地方裁判所第６民事部